

第3部

障害福祉サービス等の提供体制の確保 (第7期中央区障害福祉計画・ 第3期中央区障害児福祉計画)

第1章 成果目標

1 第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の成果目標

国の「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、地域の実情を踏まえ、第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者のうち、地域生活への移行に関する目標

令和4（2022）年度末時点の施設入所者数^{※65}人のうち、令和8（2026）年度末までに地域生活に移行する人数を3人とすることを本区の成果目標として設定します。

※施設入所者数とは、本区で施設入所の支給決定を行った人数であり、レインボーハウス明石入所者のほか区外の施設に入所している人を含みます。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点の施設入所者数	65人
【目標】令和8(2026)年度末の地域生活移行者数 令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の6%以上	3人

② 施設入所者数に関する目標

令和4(2022)年度末時点の施設入所者数は65人となっていますが、令和8(2026)年度末時点において65人を維持することを本区の成果目標として設定します。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点の施設入所者数	65人
【目標】令和8(2026)年度末時点の施設入所者数	65人

(2) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の整備および運用状況の検証

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村において整備することやコーディネーターの配置、拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築、年1回以上の運用状況の検証および検討を実施することを定めています。

以上に従って、本区の成果目標を設定します。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点の地域生活支援拠点等の整備力所数	1カ所
【目標】令和8(2026)年度末時点の地域生活支援拠点等整備力所数	1カ所
令和4(2022)年度末時点のコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制	0カ所
【目標】令和8(2026)年度末時点のコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制	1カ所
令和4(2022)年度末時点の運用状況の検証・検討回数	年1回
【目標】令和8(2026)年度末時点の運用状況の検証・検討回数	年1回

② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、各市町村または圏域において強度行動障害を有する障害者に関して、状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを定めています。

以上に従って本区では、まず強度行動障害を有する方へのニーズを把握し、その結果に基づき、支援体制に関し、検討を行います。

項目	数値等
【目標】令和8(2026)年度末までに強度行動障害を有する者に関する支援ニーズ把握の実施	実施

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

国の基本指針では令和3（2021）年度実績の1.28倍以上と定めていますが、過去の実績を踏まえ令和8（2026）年度の一般就労への移行者数を36人とすることを、本区の成果目標として設定します。

なお、一般就労への移行者数36人のうち、就労移行支援事業の利用者を26人、就労継続支援A型事業の利用者を6人、就労継続支援B型事業の利用者を4人とすることを成果目標とします。

項目		数値等
令和3(2021)年度の一般就労への移行者数		18人
【目標】令和8(2026)年度の一般就労への移行者数		36人
就労移行 支援事業	令和3(2021)年度の一般就労への移行者数	13人
	【目標】令和8(2026)年度の一般就労への移行者数	26人
就労継続支援 A型事業	令和3(2021)年度の一般就労への移行者数	3人
	【目標】令和8(2026)年度の一般就労への移行者数	6人
就労継続支援 B型事業	令和3(2021)年度の一般就労への移行者数	2人
	【目標】令和8(2026)年度の一般就労への移行者数	4人

さらに、国の基本指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上と定めています。

以上に従って、本区の成果目標を設定します。

項目	数値等
就労移行支援事業所のうち、令和3(2021)年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	33% (1事業所)
【目標】就労移行支援事業所のうち、令和8(2026)年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	66% (2事業所)

② 就労定着支援事業を利用する者の数

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までの就労定着支援事業利用者数を令和3（2021）年度の実績の1.41倍以上と定めています。

以上に従って、本区の成果目標を設定します。

項目	数値等
令和3(2021)年度の就労定着支援事業の利用者数	10人
【目標】令和8(2026)年度の就労定着支援事業の利用者数	14人

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針では、令和8（2026）年度において、区内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上と定めています。

以上に従って、本区の成果目標を設定します。

項目	数値等
令和3(2021)年度の就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合 (全2事業所)	50% (1事業所)
【目標】令和8(2026)年度の就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所 の割合(全2事業所)	100% (2事業所)

④ 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数

国の成果目標とは別に、令和8（2026）年度の東京都の独自事業である「区市町村障害者就労支援事業※」を利用して一般就労した人数の目標を設定します。

本区においては、「中央区障害者就労支援センター」事業が該当します。利用者については、センターの利用登録した方が対象となります。

※就労支援・生活支援コーディネーターなどを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活および社会生活上必要な生活支援を行うものです。

項目	数値等
令和3(2021)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数	15人
【目標】令和8(2026)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数	27人

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを定めていますが、本区では既に平成30（2018）年度に「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しています。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点の設置箇所数	1カ所
【目標】令和8(2026)年度末時点の設置箇所数	1カ所 (設置済み)

② 保育所等訪問支援を活用した障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築が定められています。

本区では平成27（2015）年度から保育所等訪問支援が利用できる体制を整備しています。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点の障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	確保済み (保育所等訪問支援事業所の設置)
【目標】令和8(2026)年度末時点の障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	確保済み (保育所等訪問支援事業所の設置体制の維持・取組の充実)

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを定めています。

本区では既に子ども発達支援センター ゆりのきにおいて児童発達支援事業（集団療育）を実施しており、また放課後等デイサービス事業所については1事業所を確保しています。

項目	数値等
令和4(2022)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1事業所
【目標】令和8(2026)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1事業所 (確保済み)
令和4(2022)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1事業所
【目標】令和8(2026)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1事業所 (確保済み)

④ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置が定められていますが、本区では既に協議の場を「医療的ケア児等支援連携部会」として設置しています。

また、国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置が定められていますが、本区では既に子ども発達支援センター ゆりのきに配置しています。

項目	数値等
令和4(2022)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済み
【目標】令和8(2026)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済み
令和4(2022)年度末における医療的ケア児に関するコーディネーターの配置状況	配置済み
【目標】令和8(2026)年度末における医療的ケア児に関するコーディネーターの配置状況	配置済み

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することが定められています。

本区では既に基幹相談支援センターを設置し、関係機関・相談支援事業所との連携によって地域の相談支援体制の強化を図っています。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点における基幹相談支援センターの設置状況 および基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制	確保済み (基幹相談支援センターの設置)
【目標】令和8(2026)年度末時点における基幹相談支援センターの設置 状況および基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化 を図る体制	確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の 維持・取組の充実)

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

また、国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保することが定められています。

本区では中央区自立支援協議会の設置に関する要綱に基づき4つの専門部会を設置し、地域課題に対して具体的な検討を行ってきました。今後は、各部会の個別事例の検討のあり方、回数、方法等を含め、体制の確保に向けて検討を行ってまいります。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点における、協議会での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組実施および必要な協議会の体制を確保の状況	検討
【目標】令和8(2026)年度末時点における、協議会での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組実施および必要な協議会の体制を確保の状況	確保済み

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8（2026）年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することが定められています。

本区では、障害福祉サービス等提供事業所に対する指導検査体制を構築しており、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果などを踏まえ、質の向上に取り組んでいます。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	確保済み
【目標】令和8(2026)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	確保済み

第2章 活動指標

1 活動指標の設定

国の「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では成果目標の設定と合わせて、目標の達成に向けて定期的な状況確認を行うための活動指標の設定が求められています。

本区の取組や国の基本指針などを踏まえて、以下の活動指標を設定します。

(1) 地域生活支援拠点等

本区では、障害者とその家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点等を整備し、取組の充実を図っています。

地域全体で障害者の生活を支えていくために、以下の活動指標を設定します。

① 地域生活支援拠点等の設置個所数

本区では地域生活支援拠点等を既に1カ所整備しており、関係機関や区内のサービス提供事業者が有機的に連携し、支援を行う面的整備型による整備を行っています。

② 地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数

地域生活支援拠点等の充実を図るために、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制の構築を進めるコーディネーターの配置人数を設定します。

【サービスの見込量】

計画期間		第7期		
年度		R6	R7	R8
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	人／年	計画値	—	—

③ 地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の実施回数

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数を設定します。

【サービスの見込量】

計画期間		第7期		
年度		R6	R7	R8
地域生活支援拠点等の運用状況の検証 および検討の実施回数	回／年	計画値	1	1

(2) 発達障害者等に対する支援

国は、発達障害の当事者やその家族等への支援を一層進めるため、現状の取組を踏まえながら、ペアレントトレーニング等の受講者数や支援者数、ピアサポート活動の参加者数等の活動指標を設定することとしています。

当面、本区では、家族や地域における発達障害の理解促進に向けて、リーフレットの作成・配布や、講演会の開催等の充実を図り、正しい知識の普及・啓発に取り組むこととし、その成果や課題等を注視しながら具体的なニーズが把握できた段階で目標数値について検討します。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本区では、精神障害者が地域の中で安心して生活できるよう、地域の医療機関、保健所・保健センターや障害者福祉課、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」など区内関係機関が連携して支援を行う「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」において協議を行っています。

このため、活動指標として、関係者による協議の場の開催回数や参加者数などを設定するとともに、精神障害者の地域移行、地域定着を進めるため、相談支援、居住系サービスの利用者数の見込量を設定します。

① 保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数

自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」での、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療および福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数を設定します。

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	計画値	3	3	3	3	3
		実績値	3	4	3	△	

② 保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」（保健、医療および福祉関係者による協議の場）への保健、医療、福祉、当事者および家族等の関係者の参加者数を設定します。

計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	人／年	計画値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	△	
	医療 (精神科)	人／年	計画値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	△	
	医療 (精神科以外)	人／年	計画値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	△	
	福祉	人／年	計画値	5	5	5	5	5
			実績値	5	5	5	△	
	当事者	人／年	計画値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	△	
	家族	人／年	計画値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	△	
	その他	人／年	計画値	2	2	2	2	2
			実績値	2	2	2	△	

③ 保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定に対する評価の実施回数

自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」（保健、医療および福祉関係者による協議の場）における目標設定に対する評価の実施回数を設定します。

計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定に対する評価の実施回数	回／年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	△		

④ 精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用者数

入院中の精神障害者の地域移行を見込んで、相談支援、居住系サービスの利用者数の見込量を設定します。

計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
精神障害者が利用する地域移行支援	人／年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	0	0	△		
精神障害者が利用する地域定着支援	人／年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	△		
精神障害者が利用する共同生活援助	人／年	計画値	30	30	30	30	30	30
		実績値	28	28	28	△		
精神障害者が利用する自立生活援助	人／年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	1	△		
精神障害者が利用する自立訓練 (生活訓練)	人／年	計画値	△			15	15	15

※114 ページから 125 ページまでの障害福祉サービスの見込量のうち、精神障害者が利用する相談支援、居住系サービスの利用の見込みを掲載しています。

(4) 相談支援体制の充実・強化のための取組

一層の相談支援体制の充実・強化を図るために、基幹相談支援センターの設置状況や相談支援事業所への支援件数のほか、自立支援協議会等での個別事例の検証の回数等を設定します。

① 基幹相談支援センターの設置の有無

国では、基幹相談支援センターの設置を活動指標に定めていますが、既に設置していることから、引き続き、基幹相談支援センターの機能強化を図るとともに、総合的・専門的な相談支援を実施することの有無を設定します。

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

② 基幹相談支援センターによる訪問等による専門的な指導・助言件数

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援件数、相談機関との連絡会の回数、個別事例の支援内容の検証の回数の設定のほか、主任相談支援専門員の配置数を設定します。

計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	計画値	20	25	30	30	30	30
		実績値	37	30	30			
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	計画値	6	6	6	6	6	6
		実績値	2	3	6			
地域の相談機関との連携強化のための連絡会の回数	回／年	計画値	4	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4			
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回／年	計画値				2	2	2
主任相談支援専門員の配置数	人	計画値				1	1	1

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の状況などについて設定します。

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害福祉サービス等の質の向上に向けて、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への中央区職員の参加人数を設定します。

計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への区職員の参加人数	障害者区分認定調査員研修	人／年	計画値	3	3	3	3	3
			実績値	3	2	3	△△△	
	障害者虐待防止対策支援研修	人／年	計画値	3	3	3	3	3
			実績値	3	2	2	△△△	

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析するとともに、その結果について、指導検査を通じて区と障害福祉サービス事業所等が共有する体制の有無と回数を設定します。

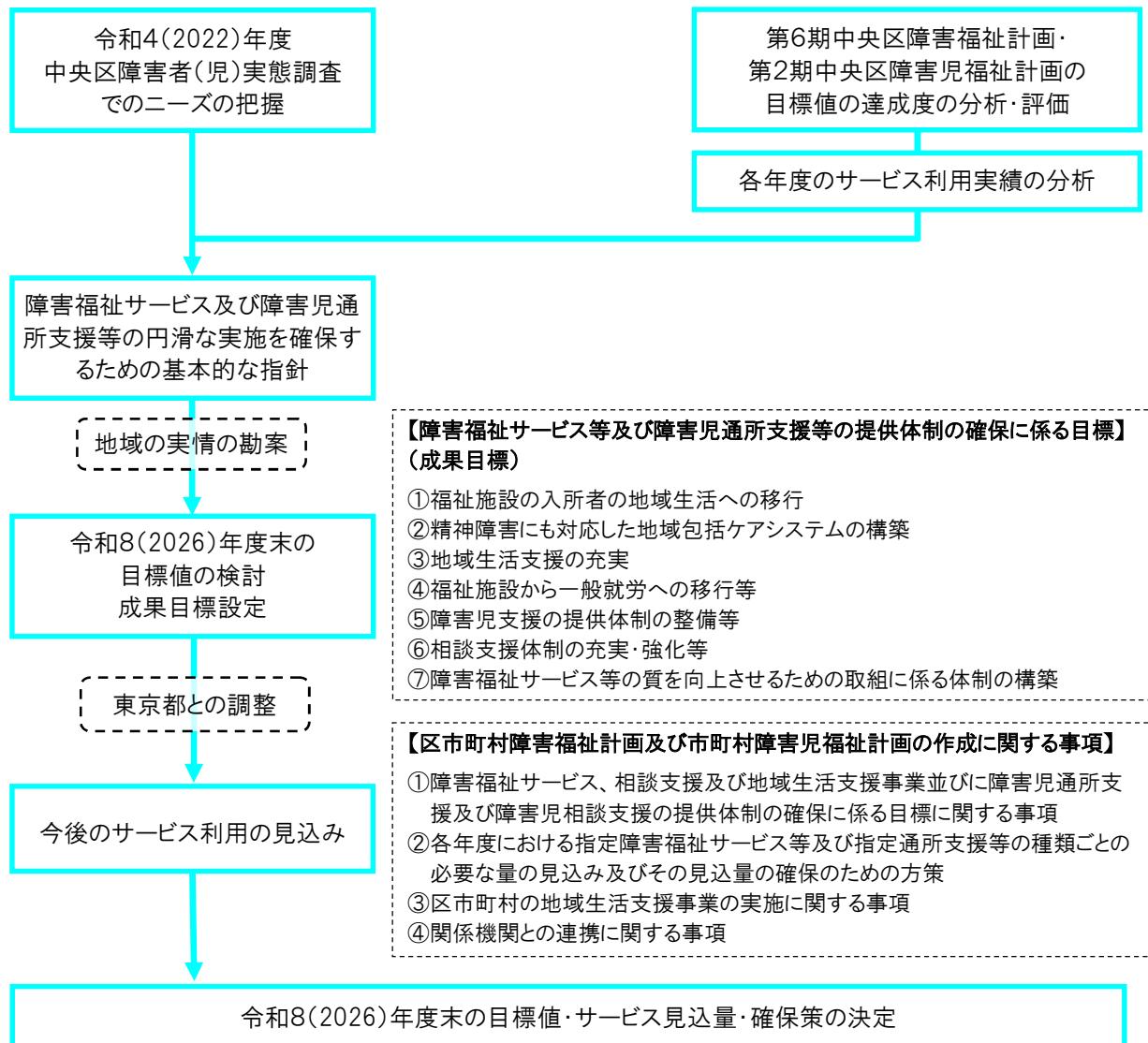
計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無	計画値		有	有	有	有	有	有
	実績値		有	有	有	△△△		
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する回数	回／年	計画値	12	12	12	12	12	12
		実績値	12	12	12	△△△		

第3章 サービス見込量および確保の方策

1 サービス見込量の基本的考え方

国の基本指針に基づき、第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の進捗状況および目標値の達成度の分析・評価、サービス利用実績を基礎とし、令和4(2022)年度の中央区障害者(児)実態調査などで把握したニーズや各種手帳の交付状況、人口推計等の地域の実情を勘案し、サービスの必要見込量を推計します。

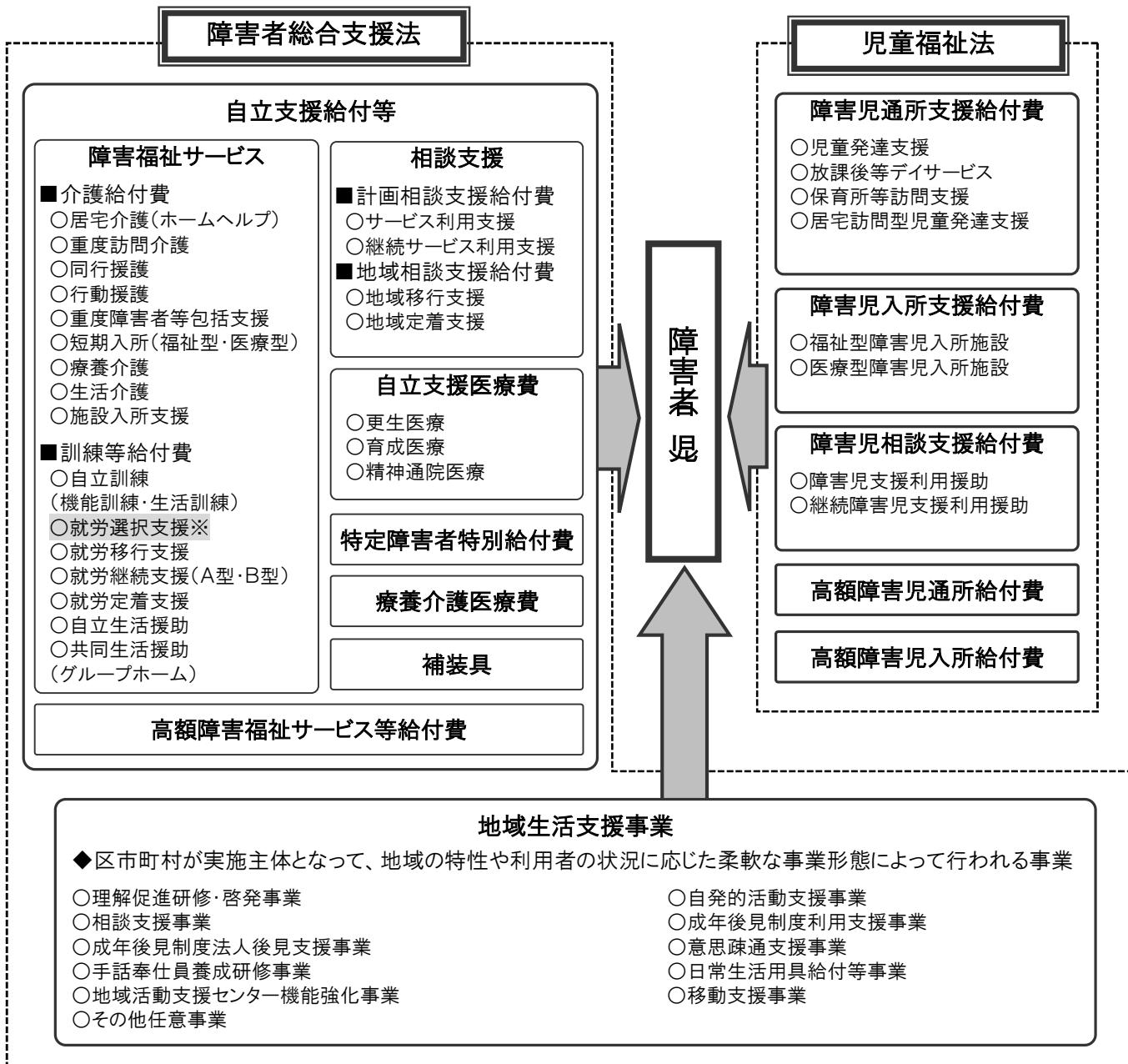
■ サービス必要見込量推計の流れ ■



2 サービスの全体像

障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスの全体像は次のとおりです。

■ 障害者総合支援法、児童福祉法のサービスの全体像 ■



※ 令和4(2022)年度の障害者総合支援法等の一部改正により、新たに創設。公布後3年内に政令で定める日より施行。

3

障害福祉サービスおよび障害児福祉サービスの一覧

本計画で見込量を設定するサービスは、次のとおりです。なお、実績（114 ページ以降）については、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度は年間利用実績、令和5（2023）年度は、年度途中までの利用実績をもとにした見込み値となります。

■ 障害福祉サービス等一覧 ■

		サービス	身体	知的	精神	難病	児童
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	(1)訪問系 サービス (P114)	①居宅介護(ホームヘルプ)	○	○	○	○	○
		②重度訪問介護	重度の肢体不自由				
		③同行援護	○			○	○
		④行動援護		○	○		○
		⑤重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者				
	(2)日中活動系 サービス (P117)	①生活介護	○	○	○	○	
		②自立訓練(機能訓練)	○			○	
		③自立訓練(生活訓練)		○	○		
		④就労選択支援	○	○	○	○	
		⑤就労移行支援	○	○	○	○	
		⑥就労継続支援(A型)	○	○	○	○	
		⑦就労継続支援(B型)	○	○	○	○	
		⑧就労定着支援	○	○	○	○	
		⑨療養介護	○			○	
		⑩短期入所(福祉型・医療型)	○	○	○	○	○
障 害 児 福 祉 サ ー ビ ス	(3)居住系 サービス (P122)	①自立生活援助	○	○	○	○	
		②共同生活援助(グループホーム)	○	○	○	○	
		③施設入所支援	○	○	○	○	
	(4)相談支援 (P124)	①計画相談支援	○	○	○	○	○
		②地域移行支援	○	○	○	○	
		③地域定着支援	○	○	○	○	
	(1)障害児通所 支援等 (P126)	①児童発達支援					○
		②放課後等デイサービス					○
		③保育所等訪問支援					○
		④居宅訪問型児童発達支援					○
	(2)障害児相談 支援 (P128)	①障害児相談支援					○
		②医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置					○

4

障害福祉サービスの実績と見込量の設定

障害福祉サービスの各サービスの実績を掲載するとともに、各サービスの見込量と見込量確保の方策を示しています。

従来の計画では、計画値として月単位（月間の平均値）等で記載していましたが、より正確で、分かりやすく伝えるため、原則として本計画より年単位の数値に変更しています。そのため、実績値と計画値で単位の表記が異なるサービスがあります。

計画値の単位変更に係る数値の考え方

サービスの見込量を年単位から月単位に変更する方法は以下のとおりです。

$$\left(\begin{array}{l} \text{時間／年} \\ \text{または} \\ \text{延日数／年} \end{array} \right) \div 12 = \text{時間／月} \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

※実人数は除く。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、①入浴や排せつ、食事等の介護、②調理や洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	174	180	186	実人数／年	計画値	247	259	271
	実績値	172	172	171		実績値			
	計画比	98.9%	95.6%	91.9%		計画比			
時間／月	計画値	4,142	4,285	4,428	時間／年	計画値	38,691	40,484	42,360
	実績値	3,369	2,959	2,985		実績値			
	計画比	81.3%	69.1%	67.4%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅等において、①入浴や排せつ、食事等の介護、②調理や洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助と外出時の移動中の介護を総合的に行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	10	10	10	実人数／年	計画値	15	15	15
	実績値	14	14	11		実績値			
	計画比	140.0%	140.0%	110.0%		計画比			
時間／月	計画値	2,679	2,679	2,679	時間／年	計画値	55,176	55,176	55,176
	実績値	4,043	4,629	4,135		実績値			
	計画比	150.9%	172.8%	154.3%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

③ 同行援護

視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者（児）等に対して、外出時の同行により移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事の介護等の必要な援助を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	18	18	18	実人数／年	計画値	25	25	25
	実績値	18	20	19		実績値			
	計画比	100.0%	111.1%	105.6%		計画比			
時間／月	計画値	443	443	443	時間／年	計画値	4,176	4,176	4,176
	実績値	250	346	379		実績値			
	計画比	56.4%	78.1%	85.6%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

④ 行動援護

障害者（児）が行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護、外出時の移動中の介護、排せつや食事の介護等の必要な援助を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	10	11	12	実人数／年	計画値	2	2	2
	実績値	3	2	2		実績値			
	計画比	30.0%	18.2%	16.7%		計画比			
時間／月	計画値	1,314	1,445	1,577	時間／年	計画値	996	996	996
	実績値	250	85	80		実績値			
	計画比	19.0%	5.9%	5.1%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

⑤ 重度障害者等包括支援

重度障害者に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援や就労継続支援を包括的に行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	0	0	1	実人数／年	計画値	0	0	1
	実績値	0	0	0		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%		計画比			
時間／月	計画値	0	0	420	時間／年	計画値	0	0	5,040
	実績値	0	0	0		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

【訪問系サービスの見込量確保の方策】

訪問系サービスについては、サービスの利用状況を注視しつつ、民間事業者等と連携してサービス提供体制を確保していくとともに、事業者への指導・助言を通じて、良質なサービス提供に努めます。

重度障害者等包括支援については、サービス提供事業者が東京都23区内においては1事業所だけであり、利用実績も無い状況が続いている。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）のサービスがあります。

① 生活介護

障害者支援施設等において、常時介護を要する障害者等に対して、主に扈間に①入浴や排せつ、食事等の介護、②調理や洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談・助言、④創作的活動または生産活動の機会の提供等の必要な援助を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	100	103	105	実人数／年	計画値	119	121	123
	実績値	102	103	103		実績値			
	計画比	102.0%	100.0%	98.1%		計画比			
延日数／月	計画値	1,956	2,015	2,054	延日数／年	計画値	30,046	31,667	33,376
	実績値	1,933	1,992	1,984		実績値			
	計画比	98.8%	98.9%	96.6%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

② 自立訓練（機能訓練）

身体障害者等に対して、通所または居宅訪問によって、理学療法、作業療法等のリハビリテーションや生活に関する相談・助言等の必要な支援を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	1	1	1	実人数／年	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1		実績値			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%		計画比			
延日数／月	計画値	18	18	18	延日数／年	計画値	72	72	72
	実績値	8	5	5		実績値			
	計画比	44.4%	27.8%	27.8%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障害者や精神障害者に対して、通所または居宅訪問によって、入浴や排せつ、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談・助言等の必要な支援を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	5	5	5	実人数／年	計画値	49	75	115
	実績値	8	15	16		実績値			
	計画比	160.0%	300.0%	320.0%		計画比			
延日数／月	計画値	47	47	47	延日数／年	計画値	5,472	8,372	12,808
	実績値	107	204	219		実績値			
	計画比	227.7%	434.0%	466.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

④ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方について、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価および就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った就労選択の支援を行う新たな事業です。

本区においては、サービスの内容が具体化され次第、数値目標を設定します。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第7期		
		R6	R7	R8
実人数／年	計画値			

⑤ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害者等で、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動、職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な相談・助言等の支援を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	29	30	31	実人数／年	計画値	51	52	53
	実績値	25	22	28		実績値			
	計画比	86.2%	73.3%	90.3%		計画比			
延日数／月	計画値	462	478	493	延日数／年	計画値	4,337	4,414	4,492
	実績値	422	360	490		実績値			
	計画比	91.4%	75.4%	99.3%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

⑥ 就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な65歳未満の障害者等に対して、雇用契約に基づき、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	15	16	17	実人数／年	計画値	21	23	24
	実績値	17	17	17		実績値			
	計画比	113.3%	106.3%	100.0%		計画比			
延日数／月	計画値	276	295	313	延日数／年	計画値	4,385	4,815	5,288
	実績値	315	302	270		実績値			
	計画比	114.0%	102.4%	86.2%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

⑦ 就労継続支援（B型）

年齢、心身の状態等の事情により、一般の事業所に雇用されることが困難な障害者等や、就労移行支援によっても一般の事業所に雇用されるに至らなかった障害者等に対して、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	106	108	110	実人数／年	計画値	113	115	117
	実績値	95	97	101		実績値			
	計画比	89.6%	89.8%	91.8%		計画比			
延日数／月	計画値	1,640	1,671	1,702	延日数／年	計画値	21,427	21,817	22,214
	実績値	1,367	1,381	1,459		実績値			
	計画比	83.4%	82.6%	85.7%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

⑧ 就労定着支援

就労支援等のサービスを受けていた障害者等に対して、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活面の支援等）を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
延人数／月	計画値	14	16	18	実人数／年	計画値	23	23	23
	実績値	12	14	14		実績値			
	計画比	85.7%	87.5%	77.8%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み。

⑨ 療養介護

病院において日常生活上の世話等の常時介護が必要な障害者等に対して、主に居室に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものについては、療養介護医療を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	17	17	17	実人数／年	計画値	17	17	17
	実績値	16	17	17		実績値			
	計画比	94.1%	100.0%	100.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

居宅において生活する障害者（児）等の介護者が疾病等の理由で日常の支援を行えない際に、障害者支援施設等への短期間の入所をすることにより、入浴や排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	17	18	19	実人数／年	計画値	79	88	97
	実績値	23	28	30		実績値			
	計画比	135.3%	155.6%	157.9%		計画比			
延日数／月	計画値	154	163	172	延日数／年	計画値	5,023	6,145	7,519
	実績値	225	240	229		実績値			
	計画比	146.1%	147.2%	133.1%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

【日中活動系サービスの見込量確保の方策】

日中活動系サービスについては、短期入所（福祉型・医療型）の利用が増加傾向にあることから計画値を見直すとともに、引き続きサービス提供事業者との連携・調整により、見込量の確保に努めます。

また、福祉センターでは、施設の再編整備を行い、定員の拡充を図るとともに重度心身障害者（医療的ケアが必要な方を含む）への対応を強化するため、研修体制の充実や医療機関との連携などを通じて、職員のスキルの向上に取り組みます。

就労移行支援や就労定着支援等については、区内で提供する事業者数が少ないため、中央区障害者就労支援センターと連携を図りながら、事業者参入の呼びかけや情報提供を行うなど、サービス提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援のサービスがあります。

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者等に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談・助言等を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／年	計画値	3	3	3	実人数／年	計画値	3	3	3
	実績値	0	0	0		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%		計画比			
延日数／年	計画値	72	72	72	延日数／年	計画値	72	72	72
	実績値	0	0	0		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

② 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むことができる障害者等に対して、主に夜間に共同生活を営む住居において相談等の日常生活上の援助を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	70	72	74	実人数／年	計画値	91	95	98
	実績値	66	69	73		実績値			
	計画比	94.3%	95.8%	98.6%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

③ 施設入所支援

施設に入所する障害者等に対し、主に夜間に入浴や排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上に必要な支援を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	72	72	72	実人数／年	計画値	69	69	69
	実績値	69	68	63		実績値			
	計画比	95.8%	94.4%	87.5%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

【居住系サービスの見込量確保の方策】

施設入所支援については、施設入所者の高齢化や障害の重度化といった状況を踏まえつつ、現行のサービス提供体制を確保した上で、成果目標に掲げる施設入所者の地域移行の取組を進めます。

自立生活援助については利用が無い状況が続いているが、地域移行が見込まれる施設入所者や入院中の精神障害者の人数を把握しながら、新たに利用が見込まれる人數を踏まえて、自立生活援助、共同生活援助のサービス提供体制の確保に努めます。

また、共同生活援助については、グループホーム運営事業者に対する家賃助成による運営支援を行うとともに、令和6（2024）年度には、障害者の重度化・高齢化にも対応したグループホームを月島三丁目に開設するなど、今後も地域の生活の場としてグループホームの確保に向けた取組を進めます。

(4) 相談支援

相談支援には計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のサービスがあります。

① 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談や作成等の支援が必要と認められる場合に、障害者（児）等が自立した生活を営む上で、抱えている課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。

障害福祉サービスまたは地域生活支援を利用する障害者（児）等については、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所がサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成し、この計画案を勘案して支給決定受けることができます。この計画については、区が定める一定期間ごとに計画の見直し（モニタリング）を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
延人数／年	計画値	932	1,003	1,079	延人数／年	計画値	1,646	1,729	1,815
	実績値	1,417	1,494	1,568		実績値			
	計画比	152.0%	149.0%	106.8%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み。

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に対して、個別住居の確保や地域の中での生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援等を行います。

成果目標の福祉施設から地域に移行する人数に、精神障害者の地域移行支援の利用人数を加えた数を見込量として設定します。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／年	計画値	2	2	2	実人数／年	計画値	1	1	1
	実績値	6	0	0		実績値			
	計画比	300.0%	0.0%	0.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

③ 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域での生活が不安定な人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な支援を行います。

入所施設や精神科病院から退所・退院した人の地域定着を進めていくことから、引き続き一定の利用があると見込みます。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／年	計画値	2	2	2	実人数／年	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	0		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

【相談支援の見込量確保の方策】

計画相談支援は、今後も障害者等の増加に伴い、利用の増加が予想されることから、既存事業所への相談員の増員の働きかけのほか、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の新規開設を事業者に呼びかけるなど、見込量の確保に努めます。

また、入所施設や精神科病院から退所・退院する人の地域移行・地域定着を進めるため、関係機関が連携を図りながら、地域生活に対する意向や希望の把握に努め、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を実施する事業所につなげます。

5

障害児福祉サービスの実績と見込量の設定

障害児福祉サービスの各サービスの実績を掲載するとともに、各サービスの見込量と見込量確保の方策を示しています。

(1) 障害児通所支援等

障害児通所支援等には、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援のサービスがあります。

① 児童発達支援

未就学の障害児が児童発達支援センターなどの施設に通所し、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第2期			計画期間	年度	第3期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	124	172	238	実人数／年	計画値	424	509	611
	実績値	156	177	170		実績値			
	計画比	125.8%	102.9%	71.4%		計画比			
延日数／月	計画値	901	1,249	1,728	延日数／年	計画値	26,359	32,532	40,151
	実績値	1,352	1,447	1,352		実績値			
	計画比	150.1%	115.8%	78.2%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

② 放課後等デイサービス

在学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第2期			計画期間	年度	第3期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	179	215	257	実人数／年	計画値	350	394	443
	実績値	207	223	238		実績値			
	計画比	115.6%	103.7%	92.6%		計画比			
延日数／月	計画値	2,003	2,405	2,875	延日数／年	計画値	32,177	35,475	39,111
	実績値	2,119	2,243	2,373		実績値			
	計画比	105.8%	93.3%	82.5%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

③ 保育所等訪問支援

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通う障害児が、集団生活の適応のための支援を必要とする場合に、訪問支援員がその施設を訪問し、専門的な支援等を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第2期			計画期間	年度	第3期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／年	計画値	12	12	12	実人数／年	計画値	53	57	61
	実績値	32	45	49		実績値			
	計画比	266.7%	375.0%	408.3%		計画比			
延日数／年	計画値	12	12	12	延日数／年	計画値	305	329	356
	実績値	134	261	282		実績値			
	計画比	1,116.7%	2,175.0%	2,350.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して日常生活での基本的な動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第2期			計画期間	年度	第3期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	2	2	2	実人数／年	計画値	6	6	6
	実績値	5	6	6		実績値			
	計画比	250.0%	300.0%	300.0%		計画比			
延日数／月	計画値	19	19	19	延日数／年	計画値	612	612	612
	実績値	32	40	51		実績値			
	計画比	163.2%	221.1%	142.1%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

【障害児通所支援等の見込量確保の方策】

児童発達支援および放課後等デイサービスについては、利用ニーズが高いことから、引き続きサービス提供事業者との連携・調整により見込量の確保に努めるとともに、新たな事業者の確保に向けた取組を強化していきます。

また、保育所等訪問支援については、第2期期間中に利用が急増しており、見込量を見据え、適切にサービス提供ができるよう、子ども発達支援センター ゆりのきの体制を充実していきます。

(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談や作成等の支援が必要と認められる場合に、障害児が自立した生活を営む上で、抱えている課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第2期			計画期間	年度	第3期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
延人数／年	計画値	842	882	918	延人数／年	計画値	967	1,053	1,147
	実績値	888	968	828		実績値			
	計画比	105.5%	109.8%	90.2%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み。

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターを子ども発達支援センター ゆりのきに配置します。

【サービスの見込量】

計画期間	第2期			第3期		
	年度	R3	R4	R5	R6	R7
配置人数	1(2)	1(3)	1(5)	1(5)	1(6)	1(6)

※()は、子ども発達支援センター ゆりのき委託先障害児相談支援事業所の

医療的ケア児コーディネーター人数

※令和5(2023)年度は見込み

【障害児相談支援の見込量確保の方策】

障害児相談支援は、区内の年少人口の動向やサービスの利用状況を注視しながら、見込量の確保に努めてまいります。

医療的ケア児コーディネーターについて、障害児相談支援事業所のコーディネーターの数は着実に増えており、引き続き対象者の情報集約や重症心身障害児や医療的ケア児の早期把握・早期支援に努めます。



6 地域生活支援事業の一覧

本計画で見込量を設定する事業は次のとおりです。なお、実績（130 ページ以降）については、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度までは年間の利用実績、令和5（2023）年度は、年度途中までの利用実績をもとにした見込み値となります。

■ 地域生活支援事業一覧 ■

事業	身体	知的	精神	難病	児童
(1)理解促進研修・啓発事業 (P130)	○	○	○	○	○
(2)自発的活動支援事業 (P130)	○	○	○	○	○
(3)相談支援事業 (P131)	①障害者相談支援事業	○	○	○	○
	②自立支援協議会	○	○	○	○
	③基幹相談支援センター等機能強化事業	○	○	○	○
	④住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	○	○	○	○
(4)成年後見制度利用支援事業 (P133)		○	○		
(5)成年後見制度法人後見支援事業 (P133)		○	○		
(6)意思疎通支援事業 (P134)	①手話通訳者派遣	○			○
	②要約筆記者派遣	○			○
	③手話通訳者設置事業	○			○
(7)日常生活用具給付 等事業 (P136)	①介護・訓練支援用具	○	○	○	○
	②自立生活支援用具	○	○	○	○
	③在宅療養等支援用具	○		○	○
	④情報・意思疎通支援用具	○			○
	⑤排泄管理支援用具	○			○
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	○		○	○
(8)手話奉仕員養成研修事業 (P138)	○				
(9)移動支援事業 (P139)	①個別支援型	○	○	○	○
	②車両移送型	○	○	○	○
(10)地域活動支援センタ－機能強化事業 (P140)	①地域活動支援センターⅠ型			○	
	②地域活動支援センターⅡ型	○			
(11)その他の任意事業 (P141)	①訪問入浴サービス	○	○		○
	②就職支度金給付	○	○	○	○
	③日中一時支援	○	○	○	○
	④自動車運転免許取得・改造費助成	○	○		

地域生活支援事業の実績と見込量の設定

地域生活支援事業の各事業の見込量を設定するとともに、見込量確保の方策を示しています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者（児）等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者（児）等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
箇所数	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	2	\		
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	\		

【見込量確保の方策】

中央区健康福祉まつりとレインボーハウス明石「なないろ祭」が対象です。
事業の目的に沿う効果的な啓発事業の検討をします。

(2) 自発的活動支援事業

障害者（児）等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者（児）等による地域の中での自発的な取組を支援します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	\		
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	\		

【見込量確保の方策】

障害者就労支援センター「2525（ニコニコ）ドットコム」が対象事業です。
今後も引き続き、障害者等が自発的に行う公益的な活動を支援します。

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害者（児）等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者（児）等が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう支援します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

② 自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者（児）等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、区が相談支援事業を実施するにあたり、学識経験者、民生・児童委員、医療・福祉関係団体や支援機関の代表者等で構成する協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	有	有	有	有	有	有	有

③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者（児）等とその家族等に対して、総合的な相談支援を行います。基本的な役割としては、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域相談支援体制の強化の取組、④地域移行・地域定着の取組があります。機能強化の取組として、専門的職員の配置や地域の相談支援事業者への専門的指導・助言をはじめとした地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着促進の取組を行います。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

④ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望していて、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	計画値	検討	有	有	検討	検討	有
	実績値	検討	検討	検討			

【見込量確保の方策】

障害者（児）等のニーズに応じた障害福祉サービス等の適切な提供につなげるため、基幹相談支援センターが相談支援の中核的機関として、関係機関との連携強化や区内の相談支援事業所への専門的な支援等を行うなど、地域の相談支援体制のさらなる充実、強化を図ります。

また、自立支援協議会、その各部会を活用し、障害者施策の課題解決に向けた協議の内容を障害福祉サービスや支援体制等の整備に反映していくことで、本区の地域特性に応じた障害福祉の充実を図ります。

住宅入居等支援事業については、令和4（2022）年度より実施を計画していましたが、実施にはいたっておりません。継続して実施に向けた検討を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害者または精神障害者が成年後見制度を利用することで適切な障害福祉サービス等の提供が受けられると認められる場合に、利用を支援することによって障害者の権利擁護を図ります。

【サービスの見込量】

計画期間	第6期			第7期		
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保の方策】

成年後見制度利用支援事業については、「第2期中央区成年後見制度利用促進計画」を踏まえ、基幹相談支援センターや中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」と連携し、本事業の利用を支援していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度での後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

【サービスの見込量】

計画期間	第6期			第7期		
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	計画値	検討	検討	有	検討	検討
	実績値	検討	検討	検討		

【見込量確保の方策】

成年後見制度法人後見支援事業については、ニーズの把握に努めながら、「第2期中央区成年後見制度利用促進計画」に基づき、令和8（2026）年度からの実施に向け検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障害により意思疎通が困難な障害者（児）に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うことにより、意思疎通の円滑化を図ります。

① 手話通訳者派遣

聴覚障害者等に対する手話通訳者の派遣や、区が主催する行事などへの手話通訳者の配置を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
延人数／月	計画値	21	21	21	件数／年	計画値	252	252	252
	実績値	17	20	20		実績値			
	計画比	81.0%	95.2%	95.2%		計画比			
時間／月	計画値	65	65	65	時間／年	計画値	780	780	780
	実績値	54	61	61		実績値			
	計画比	83.1%	93.8%	93.8%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

② 要約筆記者派遣

聴覚障害者等に対する要約筆記者の派遣や、区が主催する行事等への要約筆記者の配置を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
延人数／月	計画値	4	4	4	件数／年	計画値	48	48	48
	実績値	1	3	3		実績値			
	計画比	25.0%	75.0%	75.0%		計画比			
時間／月	計画値	11	11	11	時間／年	計画値	132	132	132
	実績値	3	8	8		実績値			
	計画比	27.2%	72.7%	72.7%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

③ 手話通訳者設置事業

区役所に来庁する聴覚障害者等に対し、手話通訳者が窓口での各種相談や手続きをサポートします。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

【見込量確保の方策】

手話通訳者や要約筆記者派遣のニーズは、今後も見込まれるため、現行のサービス提供体制を維持しつつ、手話奉仕員養成研修事業を行うなど、登録手話通訳者の確保を進めます。

■ 中央区健康福祉まつり ■



(7) 日常生活用具給付等事業

障害者（児）等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットなどの障害者等の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	6	6	6	10	10	10
	実績値	9	9	9			
	計画比	150.0%	150.0%	150.0%			

※令和5(2023)年度は見込み

② 自立生活支援用具

入浴、食事、移動等の障害者（児）等の自立生活を支援する用具を給付します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	18	18	18	25	25	25
	実績値	21	21	21			
	計画比	116.6%	116.6%	116.6%			

※令和5(2023)年度は見込み

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等の障害者（児）等の在宅療養を支援する用具を給付します。

また、令和3（2021）年度より、在宅人工呼吸器使用者に対し、自然災害等による停電に対応するため、自家発電装置等を給付します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	37	26	27	30	30	30
	実績値	22	25	27			
	計画比	59.4.%	96.1.%	100.0%			

※令和5(2023)年度は見込み

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭等の障害者（児）の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具を給付します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	39	42	45	25	25	25
	実績値	10	18	20			
	計画比	50.0%	90.0%	100.0%			

※令和5(2023)年度は見込み

⑤ 排泄管理支援用具

ストマ装具等の障害者（児）の排泄管理を支援する用具や衛生用品を給付します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	1,798	1,808	1,819	2,264	2,377	2,424
	実績値	1,962	2,010	2,220			
	計画比	109.1%	111.1%	122.0%			

※令和5(2023)年度は見込み

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害者（児）等の自宅での生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴う用具を給付します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	3	3	3	8	8	8
	実績値	9	7	7			
	計画比	300.0%	233.3%	233.3%			

※令和5(2023)年度は見込み

【見込量確保の方策】

日常生活用具給付等事業については、いずれも給付の増加を見込みつつ、利用者の意向やニーズを把握し、必要な給付用具を見極めながら、新たなニーズにも対応できるように品目の充実に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話をを行うのに必要な手話を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者（児）が自立した生活を営むことができるように支援することを目的とし、福祉センターにおいて手話講習会を実施しています。

習熟度に応じたクラス編成により、聴覚障害者等との基本的なコミュニケーション方法を学ぶことから、交流活動の促進および区の広報活動等の支援者として期待される手話表現技術の取得までを段階的に行うなど、手話通訳者を養成します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
登録者数／年	計画値	16	17	18	25	27	29
	実績値	14	22	24			
	計画比	87.5%	129.4%	133.3%			

※令和5(2023)年度は見込み

【見込量確保の方策】

手話通訳者や要約筆記者の派遣のニーズに加えて、「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」の基本理念を踏まえ、区内の手話通訳者の確保に向けて、多様な媒体を通じた手話の理解や手話講習会等の情報の発信を一層推進し、区民の理解・参加を促進します。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）等を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域の中での自立生活や社会参加を促すことを目的としています。社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援します。

① 個別支援型

個別的支援が必要な障害者（児）等に対するマンツーマンによる送迎支援を行います。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	120	125	130	実人数／年	計画値	117	123	129
	実績値	91	103	111		実績値			
	計画比	75.4%	82.7%	85.4%		計画比			
時間／月	計画値	1,826	1,902	1,978	時間／年	計画値	17,952	18,888	19,872
	実績値	1,392	1,383	1,422		実績値			
	計画比	76.2%	72.7%	71.9%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

② 車両移送型

中央区立福祉センターでは、福祉バスの巡回とともに令和4（2022）年度よりワゴン車も導入し、通所利用者に対する送迎支援を行っています。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
延人数／年	計画値	6,500	6,500	6,500	14,765	15,765	17,765
	実績値	5,896	9,310	12,765			
	計画比	90.7%	143.2%	196.4%			

※令和5(2023)年度は見込み

【見込量確保の方策】

移動支援については、利用の増加が見込まれるため、引き続きサービス提供事業者との連携・調整により、見込量の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進し便宜を供与することで、障害者等の地域生活を支援します。

① 地域活動支援センターⅠ型

(精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」)

精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」において、18歳以上の精神障害者を対象として、日中の居場所や相談、創作活動の場、デイケアを提供します。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
力所数／年	計画値	1	1	1	力所数／年	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1		実績値			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%		計画比			
延人数／月	計画値	220	230	240	延人数／年	計画値	2,232	2,460	2,712
	実績値	134	152	169		実績値			
	計画比	60.9%	66.1%	70.4%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

② 地域活動支援センターⅡ型（機能訓練フォローアップ事業）

福祉センターにおいて、脳血管疾患等により身体障害が生じた方を対象として、身体機能の維持・回復を図るとともに、自立して家庭や地域での生活が送れるよう理学療法・作業療法・言語療法などによる「機能訓練フォローアップ事業」を提供します。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
力所数／年	計画値	1	1	1	力所数／年	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1		実績値			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%		計画比			
延人数／月	計画値	80	80	80	延人数／年	計画値	960	960	960
	実績値	68	66	64		実績値			
	計画比	85.0%	82.5%	80.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

【見込量確保のための方策】

地域活動支援センター機能強化事業については、第6期期間中は、Ⅰ型、Ⅱ型ともに一定の利用があったことから、サービスの利用状況を注視しつつ、引き続き、支援体制の充実を図り、サービス提供体制の確保に努めます。

(11) その他の任意事業

① 訪問入浴サービス

入浴することが困難な重度の障害者（児）に対し、自宅において訪問入浴車による入浴サービスを提供します。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／年	計画値	14	15	16	実人数／年	計画値	11	11	11
	実績値	12	11	11		実績値			
	計画比	85.7%	73.3%	68.8%		計画比			
延人数／月	計画値	40	43	45	延人数／年	計画値	288	288	288
	実績値	39	24	24		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

【見込量確保の方策】

サービスの利用状況を注視しつつ、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

② 就職支度金給付

就職により自立する障害者等に対し就職支度金を支給します。

【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期			
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
実人数／年	計画値	12	12	12	実人数／年	13	13	13
	実績値	12	13	13				
	計画比	100.0%	108.3%	108.3%				

※令和5(2023)年度は見込み

【見込量確保の方策】

就労系サービスの利用状況等も勘案しながら、見込量の確保に努めます。

③ 日中一時支援

一時的に見守り等が必要な障害者（児）の日中の活動の場を確保し、日常的に介護をしている家族等が休息できるよう支援します。

【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	13	14	15	実人数／年	計画値	30	33	36
	実績値	38	27	30		実績値			
	計画比	292.3%	192.8%	200.0%		計画比			
延人数／月	計画値	62	67	71	延人数／年	計画値	840	876	912
	実績値	65	55	65		実績値			
	計画比	104.8%	82.0%	91.5%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

【見込量確保の方策】

サービスの利用状況を注視しつつ、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

④ 自動車運転免許取得・改造費助成

障害者の自動車運転免許取得に必要な費用や、身体障害者が所有する自動車の運転を容易にするための改造費用を助成することにより、生活圏の拡大を図ります。

【サービスの見込量】

計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
自動車運転 免許取得	実人数／年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	0	0			
		計画比	100.0%	0.0%	0.0%			
自動車改造 費助成	実人数／年	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	0	0			
		計画比	50.0%	0.0%	0.0%			

※令和5(2023)年度は見込み

【見込量確保の方策】

サービスの利用状況を注視しつつ、見込量の確保に努めます。

第4部

計画の円滑な推進

1 地域や関係機関との連携強化

(1) 地域社会での支援体制の構築

障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体の連携によるネットワークを構築することが重要です。

このため、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関をはじめ、障害者団体、区民、事業者などの連携・協力の下、地域全体で障害者（児）の自立と社会生活を支える体制づくりを進め、基本構想に掲げた「プロアクティブ・コミュニティ」の確立とともに、身近な支えあいの中で安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、障害者施策を展開します。

(2) 関係機関との連携

各種障害者施策の推進にあたっては、本区のみならず、東京都や近隣自治体、中央区社会福祉協議会、福祉サービス事業者などと連携・協力し、より効果的・効率的なサービスを提供します。

また、国や東京都に対して、必要な財政措置の要請および障害福祉に関わる人材の確保・育成を求めていくとともに、緊密な連携を図りながら施策を推進します。

さらに、障害福祉分野だけでは支援が困難な複合的な課題を解決するため、保健・医療・福祉に関わる機関が連携し、支援する包括的な相談支援体制を構築します。

(3) 関係計画との連携

本区の福祉分野個別計画の上位計画である「中央区保健医療福祉計画 2020」との整合性、連携を図りながら、障害者に係る諸施策を推進します。

障害者スポーツについては「中央区スポーツ推進ビジョン」、障害者の文化芸術活動への参加の促進は「中央区文化振興プラン」との整合性を図りながら施策を推進しています。

これらの計画を含め、関係計画との調和を図り、所管部局と連携しながら、障害者施策を推進します。

(4) 計画の周知

本計画を区民および事業者等に向けて幅広く周知することにより、本区が目指す「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」の理念を広め、その実現に努めます。

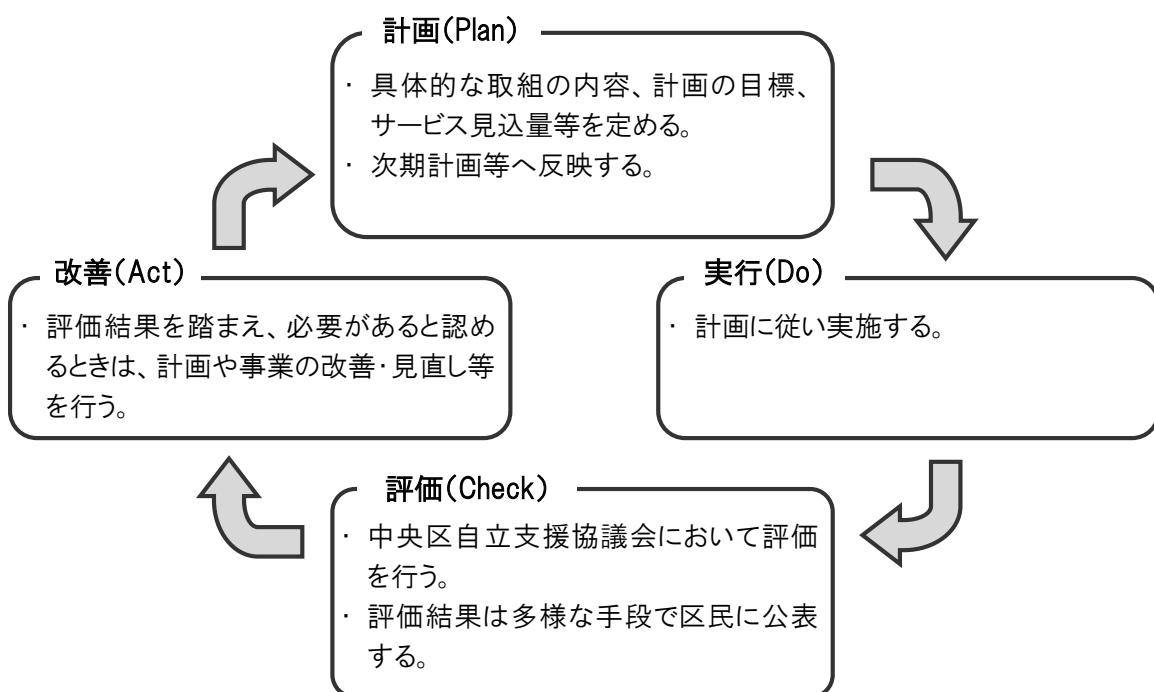
2

計画の進行管理

本計画の円滑な推進を図るため、中央区自立支援協議会において進捗状況などの評価および課題事項の検討を行います。PDCA サイクルによる進行管理を行い、取組の着実な実施、目標数値の達成、サービス見込量の確保に努めます。

また、関係機関との緊密な連携を図り、各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者や関係者の意見等が反映できる機会を設定するなど、障害者施策を推進します。

■ PDCAサイクルによる進行管理 ■



付録

資料編

(1) 中央区自立支援協議会の設置に関する要綱

平成24年4月9日
24中福障第44号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、中央区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する障害者又は障害児及びそれらの家族（以下「障害者等」という。）への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）をもって構成する中央区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、障害者等への支援体制の整備を図るため、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- 一 関係機関等の相互の連絡及び連携に関すること。
- 二 地域における障害者等の相談又は支援に関する課題についての情報共有及び対応に関すること。
- 三 地域の実情に応じた支援体制の整備並びに社会資源の充実及び開発に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、18人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|-----------------|------|
| 一 学識経験を有する者 | 2人以内 |
| 二 医療関係団体の構成員 | 3人以内 |
| 三 福祉関係団体の構成員 | 3人以内 |
| 四 民生委員 | 3人以内 |
| 五 障害者福祉関係機関の構成員 | 4人以内 |
| 六 区職員 | 3人以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する会計年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及びその職務)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 会長は、協議会に、次に掲げる部会を置くことができる。

- 一 障害者（児）サービス部会
 - 二 地域移行・地域定着部会
 - 三 就労支援部会
 - 四 前3号に掲げるもののほか、協議会の会長が特に必要と認める部会
- 2 部会の委員（以下「部会委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、協議会の会長が委嘱する。
- 一 委員 4人以内
 - 二 区内に住所を有する者又は勤務する者で、協議会が行う公募により選出されたもの 2人以内
 - 三 前2号に掲げるもののほか、協議会の会長が必要と認める者
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

(守秘義務)

第8条 委員、部会委員、協議会又は部会に出席した関係者等は、協議会及び部会（以下「協議会等」という。）の会議、活動その他運営上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とし、会長が特に必要と認めるときは非公開とすることができます。

(委員の解職等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任し、又は解職することができる。

- 一 委員が、第3条第2項各号に掲げる者でなくなったとき。
- 二 委員が、第8条の規定に違反したとき。
- 三 委員が、事故等により職務遂行が困難なとき。
- 四 法第89条の3の規定が改廃され、協議会を改廃するとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、委員が職務を行うことが適当でないと区長が認めるとき。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(意見の聴取等)

第12条 区長は、次に掲げる事項について協議会等の意見を聴き、又は報告を求めることができる。

- 一 法第88条に規定する障害福祉計画に関すること。
- 二 協議会等で協議又は検討をした事項に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めること。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 第7期中央区自立支援協議会委員名簿

令和6（2024）年1月26日現在

	氏 名	所 属 団 体
会長	これえだ 是枝 喜代治	東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授
副会長	さいとう 齋藤 英二	公益社団法人 中央区医師会
	うえだ 上田 征三	東京福祉大学 保育児童学部 教授
	はしもと 橋本 光則	公益社団法人 日本橋医師会
	くさかわ 草川 功	聖路加国際病院小児科臨床教育アドバイザー
	あいざわ 相澤 俊一	中央区身体障害者福祉団体連合会 会長
	まえば 前場 京子	中央区心身障害児・者の進路と生活を考える会 会長
	むろた 室田 和正	中央区精神障害者家族会
	はこもり 箱守 由記	中央区民生・児童委員協議会 京橋地域障がい福祉部会長
	おがさわら 小笠原 宣夫	中央区民生・児童委員協議会 日本橋地域障がい福祉部会長
	さつた 薩埵 稔	中央区民生・児童委員協議会 月島地域障がい福祉部会副部会長
	さとう 佐藤 栄司	一般社団法人 障害者就労支援協会 (コンフィデンス日本橋 施設長)
	たむら 田村 克彦	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 (レインボーハウス明石 施設長)
	まるもの 丸物 正直	公益社団法人 全国障害者雇用事業所協会 顧問
	こたじま 古田島 幹雄	社会福祉法人 中央区社会福祉協議会 事務局長
	おおくぼ 大久保 稔	福祉保健部長
	わたせ 渡瀬 博俊	保健所長
	いくしま 生島 憲	教育委員会事務局 次長

（敬称略・順不同）

ア行**・愛の手帳**

知的障害者（児）が各種福祉サービスや援護を受けるために必要な手帳。都が発行する手帳で、障害の程度により1度～4度に区分される。国の制度の療育手帳に相当する。

・医療的ケア

医師の指導の下に、家族や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為。医療的ケアを必要とする18歳未満の障害児を医療的ケア児という。

・医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児への支援を総合調整する者。医療的ケア児に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められている。

・おとしより相談センター（地域包括支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう総合的な相談・支援を行う機関。社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等の総合的な支援を行う。

力行**・基幹相談支援センター**

区内の障害者（児）とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担う機関。事業内容は、総合的・専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、相談支援体制の強化である。

・教育センター

学校教育の一層の充実および振興を図るために設置した、小・中学校、幼稚園の児童・生徒・園児および教職員を対象とした特別課外授業、教育相談、教職員研修会等を行う施設。

・グループホーム（共同生活援助）

グループホーム（共同生活援助）は、障害者総合支援法の訓練等給付に位置づくサービス。障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

・ケアマネジメント

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、その心身の状況等に応じて適切なサービスが受けられるよう、サービス提供事業者や施設等と連絡調整を行うこと。

障害者（児）のケアマネジメントは、本人の意思を尊重しながら、相談支援専門員がサービス等利用計画や障害児支援利用計画を作成し、総合的なサービスを提供する方法。

・権利擁護支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が地域において自立した生活を送れるよう、利用者の契約に基づき、援助者が代理で福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理、重要財産の保全等を行う事業。

・高次脳機能障害

脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障害が起きた状態。

・子ども発達支援センター（児童発達支援センター）

発達障害の有無に関わらず、育ちに支援を必要とする子どもや家族の相談を受け、子どもの発達状況に応じて、さまざまな支援を行うとともに、育ちのサポートシステムを推進する地域の療育の拠点施設。

サ行

・サピエ図書館

「サピエ」は、視覚障害者および視覚による表現の認識に障害のある方々に対して、点字、ティジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

「サピエ図書館」は、全国のサピエ会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約 66 万件）として、広く活用されている。

・重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している状態。その状態にある18歳未満の障害児を重症心身障害児、成人した者を含め重症心身障害児（者）という。

・生涯学習

人々が生涯にわたり学び、学習の活動を続けていくこと。知識や技術の習得のみならず、スポーツや文化芸術活動、仲間づくり、生活課題の学習や取組、ボランティアとしての学習など、その範囲は多岐にわたる。

・障害者就労支援センター

障害者等の一般企業への就労の機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談・支援を行うほか、障害者の雇用を推進する企業の相談等を行う機関。

・身体障害者手帳

身体障害者が各種の福祉サービスや援護を受けるために必要な身分証明となる手帳。東京都で判定した結果、障害の程度が1級～6級と認定された者に交付される。

対象は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能である。

・ストマ装具

さまざまな病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことを「人口肛門・ぼうこう人口膀胱」といい、総称して「ストマ」という。

・精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」

精神障害者が、創作的活動等を通じて社会との交流を促進し、地域で自立した生活を送ることができるよう、日中の居場所の提供、デイケア事業の実施、相談等の支援を行う機関。

・精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する者のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活へ制約のある者へ交付される手帳。1級～3級の障害等級がある。

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

・成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害等により、判断能力が不十分な人に代わって、後見人等が財産管理等を行い、本人の権利を守る制度。後見人を家庭裁判所が選任する「法定後見制度」と十分な判断能力があるうちに本人があらかじめ後見人を決めておく「任意後見制度」の2つの制度がある。

・ソーシャルワーカー

福祉や介護、医療、教育などの分野にて、利用者（相談者）の相談を受け付け、状況を把握した上で、解決すべき課題・問題（ニーズ）を明確にし、計画的に解決を図る専門職（相談援助者）。社会福祉士などの相談援助に関する国家資格を有していることが多い。

夕行

・通級指導学級「ことばときこえの教室」

中央区立小学校の通常の学級に在籍する児童が週1回程度通うことにより、一人一人の言葉や聽こえの課題に応じた指導を受ける教室。

・東京ジョブコーチ支援センター

障害者が円滑に働き続けることができるよう、また、障害者を雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」による、障害者の作業適応支援や、職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をする機関。

・東京障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある人、障害者雇用を検討しているまたは雇用している事業主、障害のある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する機関。

・登録手話通訳者

厚生労働大臣認定手話通訳士、東京都登録手話通訳者、東京都登録要約筆記者、手話通訳者全国統一試験合格者等のこと。

中央区では、中央区社会福祉協議会に通訳者として登録した後に手話通訳や要約筆記を必要とする区民や区主催イベント等に派遣される。

・特別支援学級

小学校、中学校等において障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

対象は、知的障害者、肢体不自由者、病弱者および身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害（心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉を出さない状態である選択性かん默など）者。

・特別支援学校

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

対象は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）。

・特別支援教室

中央区立小・中学校の通常の学級に在籍しながら、週1回程度、校内にある別の教室で一人一人の課題に合わせ、専門の教員が個別や小集団での指導を行う教室。

対象は、自閉症スペクトラム（アスペルガー症候群などを含む）、情緒障害（心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉を出さない状態である選択性かん默など）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など。

ナ行

・2525（ニコニコ）ドットコム

中央区障害者就労支援センター登録者で就職している人を対象に、職場定着支援の一環として、近況報告や悩み事などを相談する交流と憩いの場を提供する事業。

八行

・バリアフリー

高齢者や障害者等のために、段差の解消や手すりの設置等により、物理的な障壁を取り除くこと。

今日では、物理的な障壁だけではなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー（心のバリアフリー）、情報のバリアフリーなどさまざまな障壁を除去する意味で用いられている。

・ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。

・福祉センター

障害のある人が地域社会で自立した生活が送れるよう、相談事業や生活介護、就労継続支援（B型）、地域活動支援センター等の各支援事業、講習・講座の実施や自主活動の場の提供等を行う施設。

・福祉サービス第三者評価

第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すもの。

・プロアクティブ・コミュニティ

自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会。

・法人後見

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言う。

ヤ行

・ユニバーサルデザイン

年齢・国籍・性別・身体状況などを問わず、可能な限りすべての人が社会に参画し暮らせるよう、生活・移動・都市環境のハード・ソフト両面から利用しやすい設計をめざす考え方。

ラ行

・療育

障害のある子どもの社会的な自立を目的として、障害特性に応じた医療と教育による発達を促す援助を行うこと。

・レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」のこと。障害者（児）等を抱える家族などに対し、介護を一時的に代替して介護負担の軽減を図ることで、日頃の心身の疲れを回復し、休息を取れるように援助するサービスをレスパイトケアという。

**中央区障害者計画・
第7期中央区障害福祉計画・
第3期中央区障害児福祉計画**

刊行物登録番号

●-●●●●

発行年：令和6（2024）年3月発行

発行元：中央区福祉保健部障害者福祉課

東京都中央区築地一丁目1番1号

TEL 03（3546）5389（直通）

FAX 03（3248）1322

